

平成 29 年度における実施計画に先行した取り組みについて

1. 削減の取り組み

●駅前町民会館の廃止

(1) 理由

- ・ 著しい老朽化及び耐震性能の不足

(2) スケジュール

- ① 8 月に施設利用者への説明会を開催し、個別相談を実施
- ② 平成 29 年第 4 回定例議会（12 月）に「二宮町駅前町民会館条例を廃止する条例」を上程し、議決
- ③ 平成 30 年 3 月 31 日をもって施設廃止

(3) 廃止後の跡地活用

- ・ 施設廃止後にすみやかに解体
- ・ 暫定利用として活用方法を検討（駅前に位置する他の公共施設と一体的に検討する必要があるため）

2. 利用促進に向けた取り組み

●町民センター及び防災コミュニティーセンターの使用時間の細分化

(1) 理由

- ・ 施設使用者の利便性向上

(2) スケジュール

- ① 平成 29 年第 4 回定例議会（12 月）に「二宮町町民センター条例の一部を改正する条例」及び「二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例」を上程し、議決
- ② 平成 30 年 4 月 1 日より条例施行

(3) 改正内容

○町民センター

- ・ 午前、午後、夜間の 3 区分としていた使用時間の区分を 2 時間単位、6 区分へと細分化
- ・ 午後 10 時までの使用時間を午後 9 時までに短縮

○防災コミュニティーセンター

- ・ 4 時間単位、3 区分としていた使用時間の区分を 2 時間単位、6 区分へと細分化

(4) 期待される効果

- ・ 公共施設間での活動場所の移動がより円滑に進むようになること